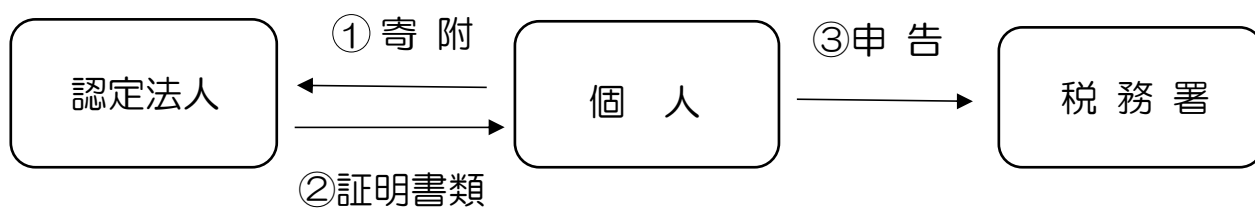


認定特定非営利活動法人への寄附者に対する 税法上の措置

■ 個人が寄附をした場合

個人が認定法人に対し、その認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄付金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。



(1) 寄付金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》 特定寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄付金控除額

（注）特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 税額控除

その年中に支出した認定法人に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算式》（認定法人に対する寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40% = 税額控除額

■ 法人が寄附をした場合

法人が認定法人に対し、その認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

（一般寄付金の損金算入限度額）

（資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%） × 1/4

（特別損金算入限度額）

（資本金等の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%） × 1/2